

## 中央環境審議会地球環境部会 小委員会の廃止について

## 1. 地球環境部会に設置されている小委員会、専門委員会

- ①2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会
- ②国内排出量取引制度小委員会
- ③フロン類等対策小委員会
- ④低炭素建築物に関する専門委員会
- ⑤低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会  
(旧 自主行動計画フォローアップ専門委員会)
- ⑥気候変動影響評価等小委員会
- ⑦2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会
- ⑧長期低炭素ビジョン小委員会
- ⑨カーボンプライシングの活用に関する小委員会
- ⑩中長期の気候変動対策検討小委員会

## 2. 廃止する小委員会について

## I 2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会

廃止理由	中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項についての検討を行うために、平成23年7月に設置され、平成24年6月までに21回開催し、2013年以降の対策・施策について、平成24年6月に、2013年以降の対策・施策に関する報告書(地球温暖化対策の選択肢の原案について)をとりまとめた。以降、平成24年6月以降の開催実績なし。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省地球環境局地球温暖化対策課
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第八条
設置年月	平成23年7月
所掌事務 (設置理由)	中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項についての検討を行うこと。

## II 国内排出量取引制度小委員会

廃止理由	国民各界角層からの意見を聴取しつつ、国内排出量取引制度の在り方について調査を行うために、平成22年4月に設置され、平成22年7月までに18回開催し、我が国における国内排出量取引制度の在り方について（中間整理）をとりまとめた。以降、平成22年12月以降の開催実績なし。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第八条
設置年月	平成22年4月
所掌事務（設置理由）	国民各界角層からの意見を聴取しつつ、国内排出量取引制度の在り方について調査審議を行うこと。

## III 2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会

廃止理由	2020年以降の温室効果ガスの削減目標やその達成のために実施すべき対策・施策に関する事項についての検討を行うために、平成26年10月に設置され、平成27年4月までに7回開催し、日本の約束草案の要綱（案）をとりまとめた。以降、平成27年4月以降の開催実績なし。
主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第八条
設置年月	平成26年10月
所掌事務（設置理由）	2020年以降の温室効果ガスの削減目標やその達成のために実施すべき対策・施策に関する事項についての検討を行うこと。

## IV 長期低炭素ビジョン小委員会

廃止理由	パリ協定等で2020年までに、今世紀半ばの長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を提出することが招請されていること等から、2050年及びそれ以降の低炭素社会に向けた長期的なビジョンについて審議を行うために、平成28年7月に設置され、平成30年3月までに22回開催し、長期低炭素ビジョン、長期大幅削減に向けた基本的考え方をとりまとめた。以降、平成30年3月以降の開催実績なし。
------	--

主管省庁及び庶務担当部局課室	環境省地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室
根拠法令	中央環境審議会議事運営規則第八条
設置年月	平成28年7月
所掌事務 (設置理由)	パリ協定等で2020年までに、今世紀半ばの長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略を提出することが招請されていること等から、2050年及びそれ以降の低炭素社会に向けた長期的なビジョンについて審議を行うこと。

平成24年11月の第18回中央環境審議会総会における「今後の中央環境審議会運営等のあり方について」の方針

<http://www.env.go.jp/council/01chuo/y010-18/mat02-1.pdf>

【以下、抜粋】

(5) 小委員会、専門委員会の整理見直し

一定期間開催実績のない小委員会や専門委員会は、原則廃止とすることとし、具体的に、現在2年以上開催実績のない小委員会、専門委員会については、次回の各部会において廃止の手続きをする。